

令和8年度大阪労働局の行政目標（数値目標）

I 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

	重点施策	数値目標
1	最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援の推進等	●審議後の最低賃金額（改正の有無にかかわらず）について、大阪府内の自治体広報誌への掲載率を100%とする。
2	非正規雇用労働者への支援	●キャリアアップ助成金を活用した正規雇用等転換者数について、前年度実績以上を目指す。

II 労働移動の円滑化及び多様な人材の活躍促進

1	職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進	○就職件数66,796件以上とする。 ○充足数74,798件以上とする。
2	人材確保対策の総合的な推進	○「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」における事業所訪問回数3,226回以上とする。 ○人材不足分野の就職件数18,298件以上とする。
3	職業訓練を活用した人材育成支援	●公的職業訓練の修了後3か月後の就職率70.2%以上とする。
4	若者の雇用対策の推進	○新卒者等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率65.9%以上とする。 ○フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率53.8%以上とする。
5	就職氷河期世代を含む中高年世代への活躍支援	○ハローワークの職業紹介による就職氷河期世代を含む中高年層（35歳～59歳）の不安定就労者・無業者の正社員就職件数10,405件とする。
6	高齢者の就労・社会参加の促進	○2029年までに70歳までの高齢者就業確保措置実施率を40.0%とする。
7	障害者の就労促進	○障害者の就職件数前年度実績以上とする。
8	地方自治体と一体となった雇用対策の推進	●地方自治体との一体的実施施設（生保型除く）におけるハローワークコーナーの就職件数について、2,960件以上とする。 ○生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率70.4%以上とする。 ●生活保護受給者、児童扶養手当受給者等の生活困窮者に対する就労支援について、就職件数4,119件以上とする。
9	労働力需給調整事業の適正な運営の促進	●労働者派遣事業や職業紹介事業を始めようとする事業者や許可を受けた事業者等に対して、適正な許可・届出について法制度の周知を図るため、説明会等を毎月4回以上開催する。

III 安全・安心・魅力ある職場づくりに向けた取組

1	労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備	●増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率を第13次労働災害防止推進計画期間と比較して減少させる。 ●化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、火災によるもの)の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。 ●死亡災害を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。 ●死傷災害を2022年と比較して、2027年までに減少させる。 ●メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
2	総合的なハラスメントの防止対策	●改正労働施策総合推進法等についての周知件数を200件以上とする。
3	女性活躍推進に向けた取組等	○マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率について、厚生労働省から示された目標値以上とする。 ○マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数について、厚生労働省から示された目標値以上を目指す。 ●えるぼし・プラチナえるぼし認定件数を60件以上とする。
4	個別労働関係紛争解決の促進	●あっせん・調停の参加率を前年度実績以上とする。
5	労災保険及び雇用保険の適正な運用・徴収	●労働保険の加入手続勧奨を効果的に実施し、手続指導による成立件数1,360件以上を目指す。 ●重点的かつ機動的な滞納整理を実施し、全国平均を上回る収納率を目指す。 ○雇用保険受給者の早期再就職割合33.5%以上とする。